

議案第 35 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

第 9 期おだわら高齢者福祉介護計画の計画期間となる令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率を定めるため改正する。

[内 容]

1 令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に係る保険料率（第 5 条関係）

令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率を次のように定めることとする。

所得段階区分		保険料率(年額)
第 1 段階	老齢福祉年金受給者である市町村民税世帯非課税者、生活保護法の被保護者並びに市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 80 万円以下の者	32,700 円 (減額賦課により 20,480 円)
第 2 段階	市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 120 万円以下の者	49,230 円 (減額賦課により 34,860 円)
第 3 段階	市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 120 万円を超える者	49,590 円 (減額賦課により 49,230 円)
第 4 段階	市町村民税非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 80 万円以下の者	64,690 円
第 5 段階	市町村民税非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 80 万円を超える者	71,880 円
第 6 段階	合計所得金額が 120 万円未満の者	86,250 円
第 7 段階	合計所得金額が 210 万円未満の者	93,440 円
第 8 段階	合計所得金額が 320 万円未満の者	107,820 円
第 9 段階	合計所得金額が 420 万円未満の者	122,190 円
第 10 段階	合計所得金額が 520 万円未満の者	136,570 円

第1 1段階	合計所得金額が620万円未満の者	150,940円
第1 2段階	合計所得金額が720万円未満の者	165,320円
第1 3段階	合計所得金額が800万円未満の者	172,510円
第1 4段階	合計所得金額が1,000万円未満の者	179,700円
第1 5段階	第1段階～第1 4段階のいずれにも該当しない者	186,880円

## 2 その他

1による保険料率の設定に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適用]

令和6年度から令和8年度までの各年度分の保険料について適用